

原子力損害賠償紛争審査会による現地視察について

(注) 各自治体と調整中のものであり、日程・視察先等については変更等の可能性がある。

令和 4 年 8 月 8 日

原子力損害賠償紛争審査会事務局

1. 日程

令和 4 年 8 月 29 日（月）～30 日（火）

2. 目的、視察先選定の考え方

- 中間指針の見直しも含めた対応の要否の検討に当たり、被害者の意見を聴取すること。
- 中間指針等に基づく賠償の実施状況を確認するため、被災地域の現場を視察すること。
- 具体的な視察先の選定に当たっては、これまでに実施した現地視察の実績も考慮する。

3. 訪問先自治体、視察行程

(調整中)

- ※ 訪問先自治体においては、当該自治体内の現地視察に加え、当該自治体内外の被害者（住民）との意見交換を実施する方向で調整中。